

◎自転車活用推進法

(平成二八年一二月一六日法律第一一三号) (衆)

一、提案理由 (平成二八年一二月六日・衆議院本会議)

○西銘恒三郎君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、自転車活用推進法案は、自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図るため、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、自転車の活用推進について、基本理念、国及び地方公共団体等の責務を定めること、

第二に、政府は、自転車活用推進計画を定めなければならないこと、

第三に、国土交通省に自転車活用推進本部を置き、本部長として国土交通大臣を充てること

などであります。

…………… (略) ……………

各法律案は、去る二日の国土交通委員会において、いずれも全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

…………… (略) ……………

何とぞ速やかに可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告 (平成二八年一二月九日)

○増子輝彦君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、自転車活用推進法案は、極めて身近な交通手段である自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることなどにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。